



# 国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

栃木年金事務所  
☎0282(22)4131

## 予約制による年金相談

栃木年金事務所では、予約制の年金相談を実施しています。ぜひご利用ください。

■**予約方法** 希望日1か月前から電話または年金相談窓口でお申し込みください。

※相談者と配偶者の氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等を確認させていただきます。  
※予約状況によっては、希望日時を調整させていただきます。

## ■予約相談実施時間

### 月曜日

午前8時30分～午後6時  
※月曜日が祝日の場合は、次の開所日に振替となります。

### 火～金曜日

午前8時30分～午後4時

### 第2土曜日

午前9時30分～午後3時

■**持ち物** 年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、振り込み通知書、相談者本人であることを確認できるもの（運転免許証など）

※代理の方が来所する際は、委任状が必要です。

## ■注意事項

ご都合により来所できない際は、事前にご連絡ください。

## ■予約先

栃木年金事務所  
☎0282(22)4697  
全国共通  
☎0570(05)4890

## 年金豆知識

～よくある相談事例～

Q 65歳になる前に年金を受け取ると、将来にわたって減額されるのですか？

A 特別支給の老齢厚生年金は減額されません。厚生年金保険に加入されていた期間が12か月以上ある場合、「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」を65歳になる前から受け取ることができます。

Q 在職中は、年金を請求しても貰えないのですか？

A 必ずしも給付されないわけではありません。給料の額によって減額される場合がありますが、受け取ることができる場合もあります。



## 社会保険料控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料であれば、過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

社会保険料控除を受けるためには、国民年金保険料を納付したことを証明する書類の添付が必要です。

このため、平成31年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。

また、10月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られる予定です。

年末調整や確定申告の際には、この証明書（または領収証書）を添付してください。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができます。ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

控除証明書についてのお問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤル（ナビダイヤル）にお願いします。

## ねんきん加入者ダイヤル

自動音声案内に従って番号を押してください。

☎0570(003)004（ナビダイヤル）

※ナビダイヤルとは、一般の固定電話からかけると全国どこからでも市内通話料金でご利用いただける番号です。ただし、携帯電話等、一般の固定電話以外の電話からかける場合には、通常通話料金がかかります。

050から始まる電話からかける場合は、

☎03(6630)2525 におかけください。

※この番号はナビダイヤルではありませんので、通常通話料金がかかります。

## ■受付期間

11月1日(金)～令和2年3月14日(土)

## ■受付時間

月～金曜日 午前8時30分～午後7時

第2土曜日 午前9時～午後5時

※第2土曜日以外の土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）はご利用いただけません。

## ■注意事項

「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけたりすることで、間違い電話になっているケースが発生しています。お問い合わせの際は、おかけ間違いのないようご注意ください。